

平成 17 年 10 月 1 日  
17 (規程) 第 80 号

(改正) 平成 18 年 12 月 21 日  
18 (規程) 第 62 号

(改正) 平成 19 年 6 月 28 日  
19 (規程) 第 29 号

(改正) 平成 20 年 3 月 31 日  
19 (規程) 第 78 号

## ○ 事故対策規程

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

**第 1 条** この規程は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）の所掌する原子力施設等及び事業所外運搬において、事故・故障又は災害が発生した場合もしくはそのおそれのある場合に機構が行わなければならない諸対応の基本的事項を定め、事故・故障又は災害の拡大防止、早期復旧、再発防止を的確に実施するとともに、情報提供を適切に行うこと、並びに機構外の原子力施設等及び事業所外運搬において発生した事故・故障又は災害に対して、機構が行わなければならない諸協力の基本事項を定めるとともに、事故・故障又は災害への支援対応を的確に実施することを目的とする。

#### (適用範囲)

**第 2 条** この規程が適用される事故・故障及び災害の種類は、関係する法令等に定めるもので、別表第 1 のとおりとする。

#### (基本方針)

**第 3 条** 事故・故障又は災害への対応における基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 事故・故障又は災害への対応は人命最優先とする。
- (2) 事故・故障又は災害情報は、関係機関へ迅速に通報連絡する。
- (3) 速やかに、事故・故障又は災害への対応体制を立ち上げ、事故・故障又は災害の拡大及び二次的被害を防止するために必要な措置を講じる。
- (4) 事故・故障又は災害が発生した場合は、その対応業務を全ての業務に優先させる。
- (5) 事故・故障又は災害が発生した場合に的確に対応できるよう、通信設備や資機材、関連文書・資料等を整備するとともに、教育訓練を行う。
- (6) 事故・故障又は災害が発生した場合は、指定公共機関としての対応よりも、発生元の原子力事業者としての責務を優先する。

#### (用語の定義)

**第 4 条** この規程で使用する用語の定義は、別表第 2 のとおりとする。

(事故対策規則等の制定)

第5条 機構の主たる事務所（以下「本部」という。）、敦賀本部、事業所等においては、事故・故障及び災害への対応に係る事業所規則等を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第6条 事故・故障及び災害への対策にあたっては、この規程に定めるところによるほか、防災業務計画、国民保護業務計画、原子力緊急時支援対策規程、核燃料物質輸送管理規程、核燃料物質輸送管理規程、その他機構の達及び通達並びに事業所規則の定めるところによる。

(事前措置)

第7条 安全統括部長、事業所の長、敦賀本部長及び安全統括部技術調整室長（以下「技術調整室長」という。）は、事故・故障及び災害対応に係る通報連絡、対応組織の編成及び活動を行う主たる場所、設備等について事前に措置する。また、設備等については、常に使用できるよう維持管理を行う。

- 2 安全統括部長、事業所の長、敦賀本部長及び技術調整室長は、事故対策活動に必要な対応組織の要員を、第5条の定める事業所規則に基づき、予め事業所に勤務する機構の職員等のうちから選任することができる。
- 3 安全統括部長、事業所の長、敦賀本部長及び技術調整室長は、事故対策活動に必要な対応組織の要員等 事故対応体制を  
記載 及び災害対応に係る教育訓練を、年度計画を策定し実施するものとする。

第2章 事故・故障及び災害の対応

(対応体制と組織)

第8条 基本的な対応体制は別図一1のとおりとし、設置する組織は以下のとおりとする。

- (1) 発生元事業所に「現地対策本部」をおく。
  - (2) 本部に「機構対策本部」をおく。
  - (3) 敦賀地区で発生した場合は、敦賀本部に「敦賀対策本部」をおく。
  - (4) 東京事務所に「機構対策本部（東京支援班）（以下「東京支援班」という。）」をおく。
  - (5) 必要に応じて、その他の事業所等に「支援本部」をおく。
- 2 事業所外運搬における事故が発生した場合に設置する「現地対策本部」は以下のとおりとする。
    - (1) 機構が輸送責任を有する場合は、荷送りする事業所に設置する。
    - (2) 機構以外の機関から機構が輸送責任を有する輸送物を受ける場合は、荷受けする事業所に設置する。

(対応組織の長)

第9条 前条第1項に示す各対応組織の長は、以下のとおりとする。

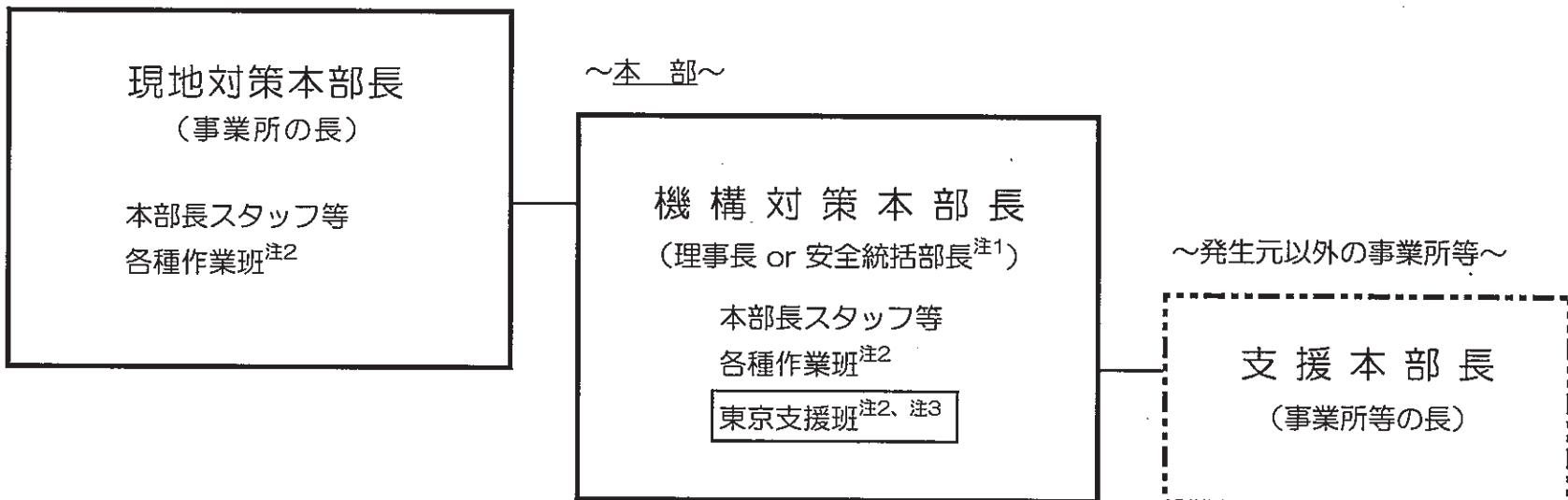
- (1) 現地対策本部長は、事業所の長とする。
- (2) 機構対策本部長は、理事長とする。

ただし、災害又は社会的影響が大きい事故の場合を除いては、安全統括部長とする。

- (3) 敦賀対策本部長は、理事長とする。

ただし、災害又は社会的影響が大きい事故の場合を除いては、敦賀本部長とする。

～発生元事業所（敦賀地区以外）～



【凡例】

□ 通報連絡受信後に設置

□ 指示連絡受信後に設置

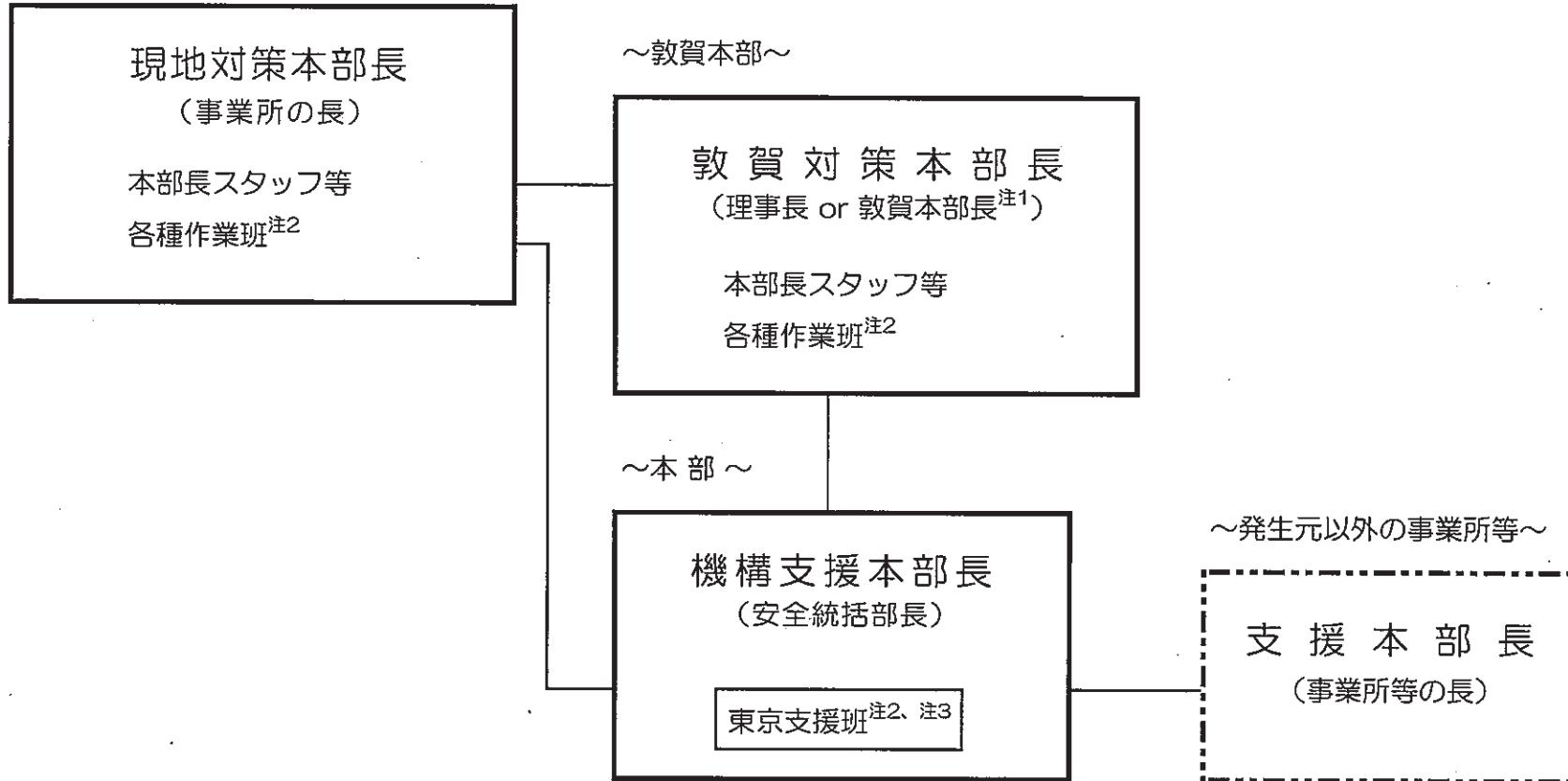
(注1) 理事長；原災法に定める災害及び社会的影響の大きな事故、安全統括部長；事故・故障

(注2) 班の編成は、本部長の裁量により、変更、統合、新設等ができる。

(注3) 班長は、東京事務所担当理事とする。ただし、災害又は社会的影響が大きい事故の場合を除いては、安全統括部長が指名する者とする。

別図-1(1) 事故・故障又は災害の対応体制（敦賀地区以外）

～発生元事業所（敦賀地区）～



（注1）理事長；原災法に定める災害及び社会的影響の大きな事故、敦賀本部長；事故・故障

（注2）班の編成は、本部長の裁量により、変更、統合、新設等ができる。

（注3）班長は、東京事務所担当理事とする。ただし、災害又は社会的影響が大きい事故の場合を除いては、安全統括部長が指名する者とする。

別図-1(2) 事故・故障又は災害の対応体制（敦賀地区）

高速増殖炉研究開発センター  
識別番号：MQ 716-01

## 事 故・災 害 対 策 運 用 要 領

高速増殖炉研究開発センター

(所管：安全品質管理室)

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本要領は、運転管理要領及び災害対策要領に基づき、高速増殖炉研究開発センター（以下、「センター」という。）における異常事象（非常事態を含む、以下同じ）の対応に係る業務を確実に実施するために定める。

### (適用範囲)

第2条 本要領は、センターにおける異常事象の対応に適用する。ただし、原子力災害対策特別措置法に基づく対応が必要な場合は、その対応を優先する。

### (用語の定義)

第3条 本要領における用語の定義は、センター原子炉施設保安規定及び災害対策要領の定めに従う他、以下のとおりとする。

- (1) 非常事態：異常事象のうち、放射性物質の放出による被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、センターの通常組織では事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態。
- (2) 支援対策会議：センター以外の他事業所で事故が発生した場合、センターに設置される他事業所支援の事故対応支援組織。

### (対応の基本方針)

第3条の1 センターの従業員等は異常事象の対応に際し、以下の基本方針を遵守する。

- (1) 人命最優先とする。
- (2) 通報・連絡は、事実に基づいた情報を外部関係機関へ迅速に行う。また、通報・連絡の迅速化を図るため以下の3原則に基づき行う。
  - ①迷った場合は必ず連絡
  - ②事実確認に時間がかかる場合、すぐ連絡
  - ③徵候を確認した時点で、まず連絡
- (3) 対策及び復旧に関する措置は、出来る限り早く必要な対応体制を立ち上げ、異常事象の拡大及び二次的被害を防止するために必要な措置を講じる。また、すべての業務に優先して実施し、敦賀本部及び関係機関との綿密な連絡をとりながら、有機的かつ効率的に実施する。
- (4) 社会的に不必要的混乱が生ずることを防止するため、本要領に定める関係機関への通報・連絡及び報道機関への発表を行う場合を除き、事故状況の情報及び見解をみだりに第三者に漏らしてはならない。

事故対応体制を  
記載

## 第2章 業務の実施

### 第1節 事前対策

#### (対策組織)

- 第4条 安全品質管理室長は、異常事象が発生した場合に直ちに事故対策活動又是非常事態対策活動（以下、「対策活動」という。）を行えるよう、班、役割を定めた事故対策組織及び非常事態対策組織（以下、「対策組織」という。）をあらかじめ作成し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。
- 2 対策組織は、センター現地事故対策本部又はセンター現地対策本部とし、本部長は所長とする。ただし、所長が本部長としての職務がはたせない場合に備えてあらかじめ、副所長、部長、室長より代行者を定めておく。
  - 3 センター現地事故対策本部は、非常事態を除く異常事象が発生した場合又は所長が必要と判断した場合に設置する。

- 4 センター現地対策本部は、発生した異常事象が非常事態である場合又は非常事態であると所長が判断した場合に設置する。
- 5 センター現地事故対策本部又はセンター現地対策本部（以下、「センター現地本部」という。）は、異常事象対応を事故対応体制を必要な作業班をもって構成する。
- 6 センター現地本部は、別表一のとおりとする。
- 7 異常事象対応は、現地本部は敦賀対策本部と、相互の連絡を密にして対応する。

（支援対策会議）

- 第5条 他事業所の事故対応を支援する組織として、センターに支援対策会議をおくことができ、支援対策会議議長は所長とする。
- 2 支援対策会議は、機構支援本部長又は敦賀対策本部長の指示に基づき設置する。
- 3 支援対策会議は、支援対応を的確に実施するために必要な作業班をもって構成する。
- 4 支援対策会議の構成及び任務は、センター現地本部と同様とする。
- 5 支援対応に当たり、支援対策会議と機構支援本部及び敦賀対策本部は、相互の連絡を密にして対応する。

（センター現地本部等の定位置）

- 第6条 センター現地本部及び支援対策会議の定位置は、総合管理棟緊急対策室（以下、「緊急対策室」という。）とする。
- 2 センター現地事故対策本部長又はセンター現地対策本部長（以下、「センター現地本部長」という。）若しくは支援対策会議議長は、前項の定位置を変更することができる。その場合には、変更した位置を直ちに関係者へ周知徹底する。

（センター現地本部構成員の指名）

- 第7条 管理課長は、次に掲げるセンター現地本部構成員をあらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。
- (1) 情報班長（情報専任者）及びその代理者
- (2) 作業班の責任者及びその代理者
- (3) 本部長スタッフ
- (4) 各作業班員
- 2 管理課長は、時間外連絡責任者 情報班長の職務を記載 助者を交替制とし、常時連絡がとれる体制にする。
- 3 管理課長は、第1項及び第2項
- センター内に周知する。

（情報班長（情報専任者）の職務）

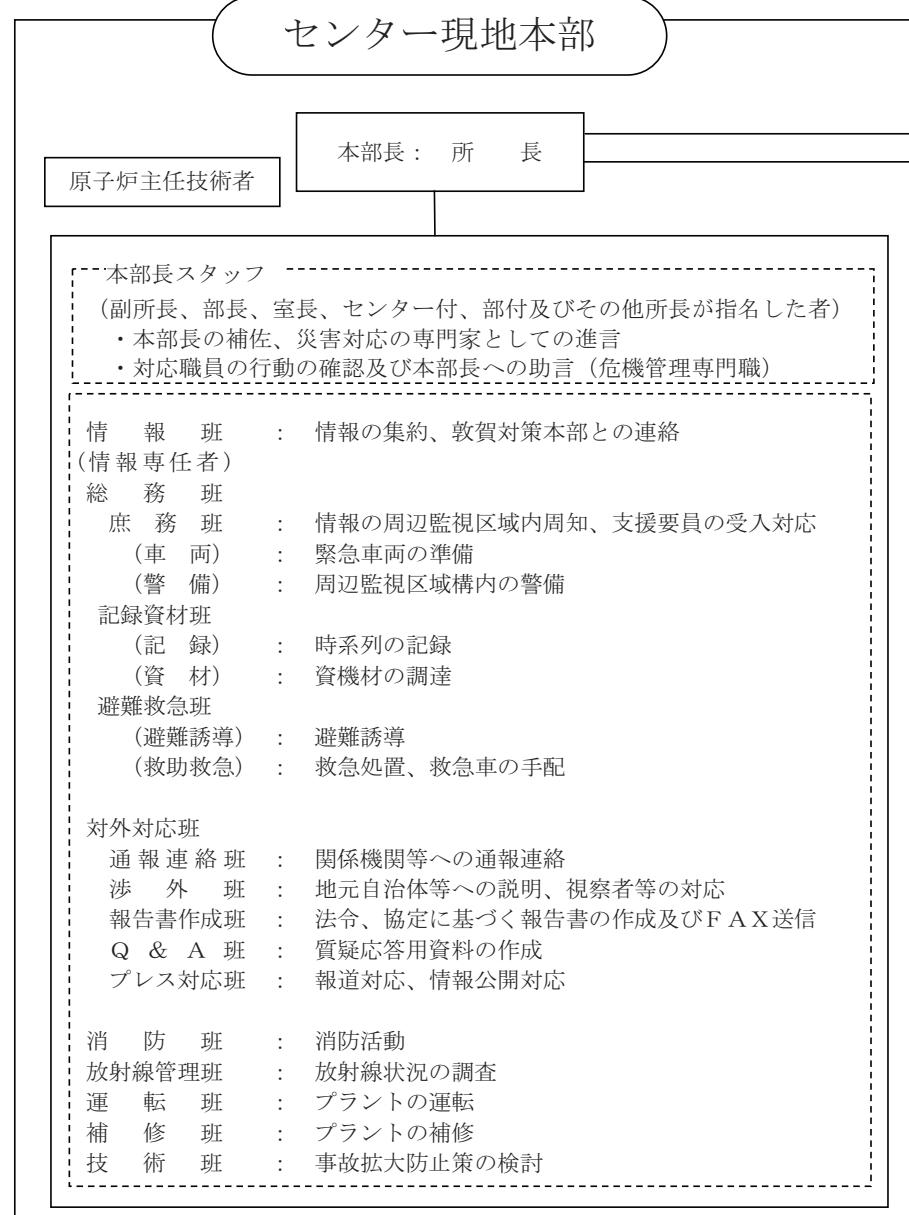
- 第8条 情報班長（情報専任者）は、センター現地本部において、次の各号に掲げる職務を行う。なお、情報班長（情報専任者）の職務は情報班長が行うものとする。
- (1) センター現地本部内の作業班職務の総括に関すること及び敦賀対策本部との連絡・調整
- (2) センター現地本部と敦賀対策本部との間、及び外部関係機関との間の受発信情報の整理、集約及び確認
- (3) センター現地本部における情報の集約及び周知
- (4) 対外対応班が得た外部関係機関からの情報について、センター現地本部内での対応の調整
- (5) 特に情報収集が必要な場合における情報班員の現場派遣

（通報連絡体制の整備）

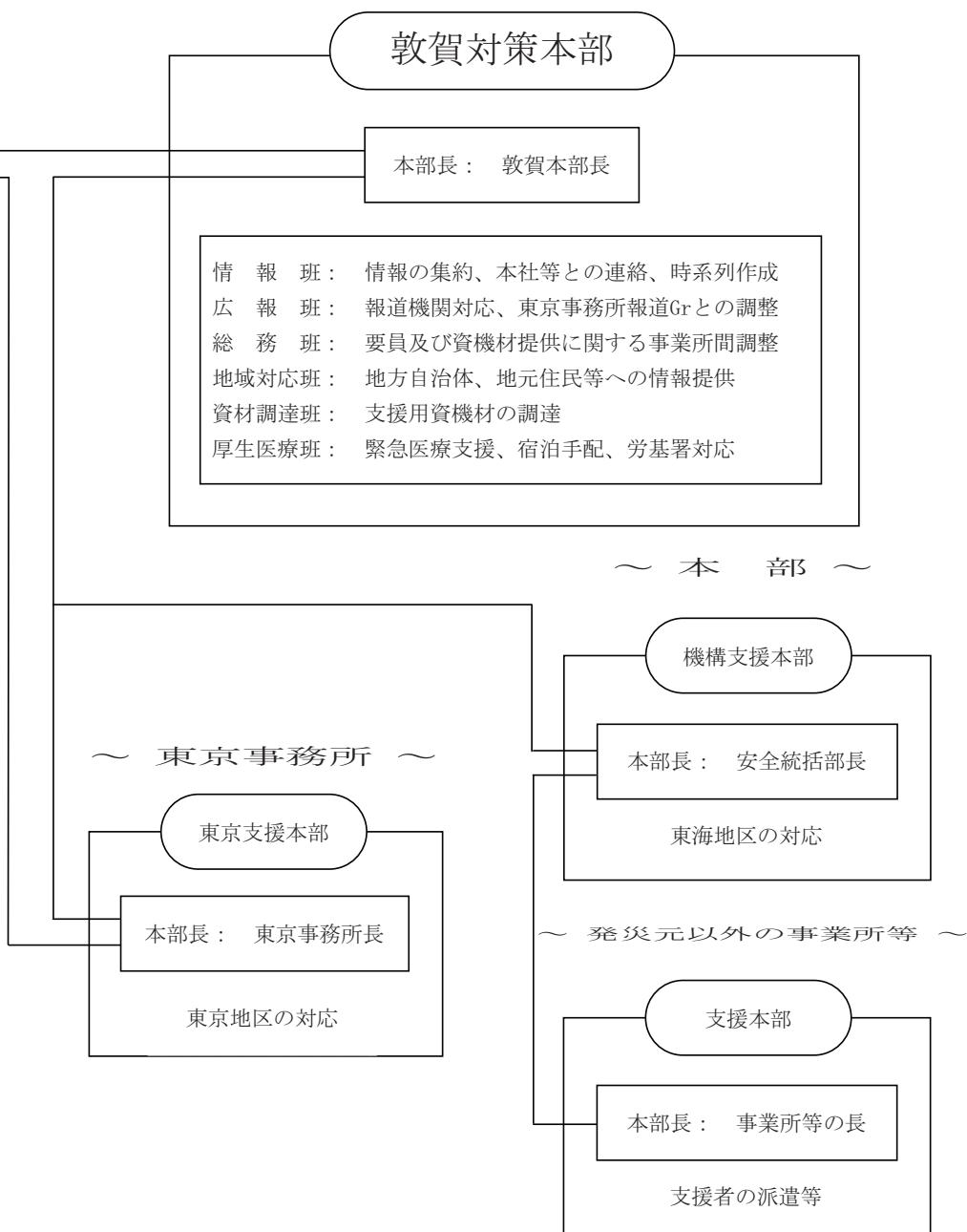
- 第9条 安全品質管理室長は、別図-2、3に示す外部関係機関、機構内関係部署への通報連絡体制を適宜見直し、整備する。
- 2 安全品質管理室長は、通報連絡体制に基づいた連絡先、電話番号を整備する。
- 3 安全品質管理室長は、連絡責任者が使用する様式類の整備を行う。
- 4 安全品質管理室長は、連絡責任者が使用する引継ぎファイルの管理を行う。なお、平日において

# 対策組織

～ 高速増殖炉研究開発センター ～



～ 敦賀本部 ～



別表-1

高速増殖炉研究開発センター  
識別番号 : Q A P 7 1 6

## 災 害 対 策 要 領

高速増殖炉研究開発センター  
(所管 : 安全品質管理室)

- (4) 緊急車輌の確保
- (5) センター従業員等の退避場所の指定
- (6) センター従業員等の集合場所の指定
- (7) 器材の整備
- (8) 通報様式の整備その他必要な事項

(訓練・教育の実施)

- 第 9 条 管理課長は、所長の指示により、表 2-1 に示す訓練を実施する。
- 2 管理課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ 日時及び対象者を定めた実施計画を作成し、原子炉主任技術者（以下「主任技術者」といふ）に 訓練の内容、実施頻度を記載して承認を得る。
  - 3 運営管理室長及び安全品質管理室長は、表 2-2 に示す教

表 2-1 訓練一覧表

訓練名称	訓練内容	実施頻度
非常時 対処訓練	非常事態に対処するための総合的な実地訓練として、次の事項を行なう。 イ 関係機関への一斉同報 FAX 及び電話による通報連絡 ロ 対策本部の設置から解散までの運営 ハ 初期活動並びに軽微な故障等、異常事象及び非常事態に対する活動 ニ 訓練時の社内外モニターを設置、訓練の反省事項の抽出及びその改善	年 1 回以上
一斉呼出 応答訓練	時間外における一斉呼出装置による呼出応答確認	月 1 回以上
通報訓練	当直長が非常事態・異常事象・軽微な故障等が発生したことを想定し、時間外連絡責任者及び時間外連絡補助者が連絡を行う。訓練後、訓練内容について危機管理専門職が確認し、改善点について当直長、時間外連絡責任者及び時間外連絡補助者に周知を図る	毎日

表 2-2 教育一覧表

教育内容	対象	実施頻度	所管課室
地方自治体との安全協定及びセンター関係規則についての教育	従業員	改定の都度	運営管理室
連絡責任者及び連絡補助者に対して、通報連絡についての教育	時間内・外連絡責任者及び時間外連絡補助者	年 1 回以上	安全品質管理室

## 第 2 節 初期活動

(通報)

- 第 10 条 原子炉施設に異常が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した者は、直ちに当直長に通報する。
- 2 当直長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合には、その旨を直ちに発電課長に通報する。
  - 3 発電課長は、前項の通報を受けた場合には、その旨を直ちに所長、主任技術者、プラント管理部長及び安全管理課長に通報する。

(応急措置)

- 第 11 条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、次の応急措置を講ずる。
- (1) 異常の拡大防止に努めること。
  - (2) 前号の措置を講ずるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させること。
  - (3) 必要に応じて救護活動を行うこと。
- 2 安全管理課長は、前条第 3 項の通報を受けた場合には、原子炉施設（周辺監視区域内を含む）

別表1 災害対策要領定義集

用語	定義	
初期対応	センターの事故対応組織が設置されるまでの間に行う事故発生後の初動時の対応をいう。	
本部長	危機管理専門職の職務について記載	長が本部長としての役割を果たせない場合に備えて、あらかじめ、副所長、部長、室長から代行者として定め
本部長スタッフ		所長：本部長を補佐する。（副本部長） 長：本部長を補佐する。（副本部長） 長：本部長を補佐する。（副本部長） (3) 至 (4) センター付、部付及びその他所長が指名した者：原子炉施設の保安について本部長を補佐する。
危機管理専門職	<p>日頃から緊急時に備えた体制・要領書のチェック、準備等を行うとともに、緊急時においては、関係職員の行動を把握し、通報連絡を含めて適切な行動を漏れなく執っているか等を確認し、タイムリーに所長に助言を行う。            (平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力事業者防災業務計画、災害対策要領及び災害対策要領の三次文書の改正内容の確認</li> <li>②非常時対処訓練の計画の確認</li> <li>③通報訓練後の訓練内容の確認</li> <li>④防災資機材等の点検結果の確認</li> <li>⑤その他危機管理専門職が必要と認めた事項の確認</li> </ul> <p>(緊急時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係職員の行動を把握し、通報連絡を含めて適切な行動を漏れなく執っているか等の確認</li> <li>②事態収束後、対応に問題がなかったかどうかの確認</li> <li>③その他危機管理専門職が必要と認めた事項の確認</li> </ul>	
第一報	事故発生が判明した時点で直ちに「事故・トラブル通報・連絡要領」に定める「様式-1（トラブル等連絡票）」に基づく必要事項を口頭、電話又はFAXにより機構内の関係者及び関係機関へ行う連絡	
続報	第一報後、継続して行う連絡	
運転業務区域	管理区域及び運転業務に直接関係する以下の建物をいう。 ①原子炉建物 ②原子炉補助建物 ③メンテナンス廃棄物処理建物 ④タービン建物 ⑤ディーゼル建物 ⑥固体廃棄物建物 ⑦排水処理建物 ⑧1号倉庫 ⑨2号倉庫 ⑩淡水供給設備 ⑪開閉所 ⑫取水口電気室 ⑬その他①～⑫に付属する各設備	
一般業務区域	センターにおいて、運転業務区域以外の場所	